

## 「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱

### 1. 目的

いわゆる「統合医療」（近代西洋医学を前提として、これに相補・代替療法や伝統医学等を組み合わせて更にQOL（Quality of Life：生活の質）を向上させる医療であり、医師主導で行うものであって、場合により多職種が協働して行うもの。以下同じ。）は、多種多様であり、かつ玉石混淆とされている。当事業は、「統合医療」のあり方に関する検討会（以下「統合医療検討会」という。）の提言を受けて、学術的観点から中立的立場で、「統合医療」に関連する情報を収集・評価・情報発信することのできる能力を有する第三者機関において、国民が「統合医療」に関する適切な情報を入手できるための環境整備を行うことを目的とする。

### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、厚生労働省において開催された統合医療検討会の提言を踏まえ、学術的観点から中立的立場で、「統合医療」に関連する情報を収集・評価・情報発信することのできる能力を有する第三者機関として厚生労働大臣が認める者とする。

### 3. 実施事項

厚生労働省にて開催された統合医療検討会の提言を踏まえ、以下の①～④の内容について、業務の方法論の具体的な検討を行い内容を具体化する。また、構築した業務体制・内容等に基づき「統合医療」の科学的知見等の収集・評価、情報発信を行う。

- ① 科学的知見等の収集・評価
- ② 情報の提供
- ③ 国内外研究機関との連携
- ④ 「統合医療」サーベイランス（調査・監視）機能

### 4. 進捗管理・指導

医政局長は本事業の実施に関し、事業の進捗を確認し、必要に応じて指導するため、実施主体に対して関係書類の提出を求めることができるものとする。

### 5. その他

本事業に関し、公募の手続きのほか、事業運営にあたって必要な基準等については別に定める。